

ふもあり、栗太郡勢多郷橋本村の類是なり、亦郷の名を莊と心得たるもあり、野洲郡桐原莊大篠原郡の類なり、亦郷も莊も自然と同名にて、然もおなじ處に係屬せるあり、犬上郡甲良郷甲良莊法養寺村の類なり、一向郷の名も唱へうしなひて、此村には郷なしなどいふ地もあり、何ぞ郷なき村あらんや、上古疆界を建たまひし時、村を統るに郷をもつてし、郷を統るに郡をもつてし、郡を統るに國をもつてせり、地として郷なしといふ處はなきことなり、今郷なしと稱する處は、みな郷をとなへうしなひたるなり、今亦此外私に郷と呼ところ多し、栗本郡田上郷甲賀郡信樂郷、神谷郷の類なり、今は一村を指さして郷といへる處もあり、村民の居ある處をさして郷中などいへるは、昔の名殘なり、まかれども古と今とは意もかはれりとみへたり、時世の沿革是のみにかざるべからず、

〔東寺文書禮〕近江國甲可郡藏部墾田野地賣買券

甲可郡司解 申賣買墾田并野地立券事

合墾田貳拾壹町 野地參町

東谷 南溝 北佐 運谷 竟

西川 在藏部郷者

右左京五條三坊戶主從五位上阿倍朝臣島麻呂墾田者

略中

賣人從五位上阿部朝臣島麻呂

略中

天平勝寶三年七月二十七日

主帳无位川直百島

〔集古文書六十釋書〕受戒僧綱牒

近江國比叡山延曆寺

僧綱牒近江國師

今年受戒僧事

僧最澄年二十

近江國滋賀郡古市郷、正八位下三津首淨足戶口同姓廣野黒子頸、左一、左附折上一、

牒上、伴僧以今年受戒已畢、國師承知、經於國司編附國分寺僧帳、今以狀下、牒到奉行